

第 4946 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 3月20日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇧ 消費税の中間申告制度

Q：消費税の中間申告制度が改正され、中間申告の義務のない者であっても、納税ができるようになったとか。どのようななったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

消費税の中間申告制度は、直前期の確定年税額によって申告回数と申告金額が次のように定められています。

- ①直前期の確定年税額(A) > 4,800万円の場合
申告回数：年11回
納付税額： $(A) \div 12 \times 1.25$ (地方消費税含む)
- ②400万円 < (A) ≤ 4,800万円の場合
申告回数：年3回
納付税額： $(A) \div 12 \times 3 \times 1.25$
- ③48万円 < (A) ≤ 400万円の場合
申告回数：年1回
納付金額： $(A) \div 2 \times 1.25$
- ④(A) ≤ 48万円の場合
原則：中間申告不要

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合は、以下の適用ができる。

申告回数：年1回

納付金額： $(A) \div 2 \times 1.25$

なお、この規定の適用は、個人事業者については平成27年分から、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する事業年度からとなっています。

